


神戸果実酒・リキュール特区

都道府県名：	兵庫県	
申請主体名：	神戸市	
区域の範囲：	神戸市の全域	
特区の概要：	<p>神戸市の西北部には、市域の約3分の1を占める農業地域があり、市の特産物である梨、桃、ワイン用ぶどう等の果樹類やいちごなど多彩な農産物が生産されてきた。また、明治の開港以来、世界各国の多様性を取り込んだ豊かな食文化がある。</p> <p>特例措置を活用することにより、市の特産物を活かしたマイクロワイナリーやリキュール製造を推進し、地域活性化や食文化の向上を図る。これにより、地域の魅力を高め都市と農村の更なる交流を促進していく。</p>	
適用される規制の特例措置：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特産酒類の製造事業 	



ワイン用ぶどう畑・神戸市西区



生産が盛ないちご・神戸市北区